

議案第 72 号

大野市U29夫婦支援事業実施要綱案

令和5年9月26日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

若い世代の夫婦に対し補助金を交付することにより、結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市U29夫婦支援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

大野市教育委員会

大野市U29夫婦支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、福井県が実施するU29夫婦支援事業の一環として、新規に結婚した夫婦に対し、大野市U29夫婦支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻における新婚夫婦の年齢が39歳以下で、夫又は妻の年齢が29歳以下であること。
- (2) 新婚夫婦の所得額（市町村長が発行する直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。）が500万円未満（貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満）であること。ただし、夫婦の双方又は一方が離職し、無職の場合は、その者についての所得はないものとする。

- (3) 夫婦共に大野市に住民登録を有し、居住していること。
- (4) 夫婦共に市税を滞納していないこと。
- (5) 夫婦の一方又は双方が過去にU29夫婦支援事業の支援を受けていないこと。  
(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1組の新婚夫婦につき1回限り300,000円とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとするものは、令和6年3月31日までに、次に掲げる書類を添えて大野市U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果について大野市U29夫婦支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は支援金を返還させるものとする。

- (1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年3月1日から適用する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

大野市長　　様

申請者　住　所

氏　名

大野市U29夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書

みだしの支援金の交付を受けたいので、大野市U29夫婦支援事業実施要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。あわせて、同要綱第6条の規定により交付決定を受けた場合は、下記のとおり支援金の交付について請求します。

申　請　者　住　所	大野市		
婚　　姻　　日	年　月　日		
氏　名	夫	妻	
生　年　月　日	年　月　日	生	年　月　日
婚姻日における年齢	歳		歳
支　援　金　額	金300,000円		
同　意　及　び　確　認	<input type="checkbox"/> 市がこの支援金の申請の事務処理に必要な範囲において、私たちの戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税の納付状況等について、市が調査することに同意します。（※同意される場合は、添付資料(1),(2),(3),(4),(5),(6),(7)の添付を省略することができます。） <input type="checkbox"/> 市がこの支援金の申請の事務処理に必要な書類について、大野市U25夫婦支援事業支援金の申請時に提出した書類と相違ありません。 記名（夫　　、妻　　）		

振込先

金融 機関名								支店名		種別	普通 当座
口座番号								口座名義人 フリガナ			

(添付資料)

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者が無職の場合は、離職した日がわかる書類
- (5) 申請者及び配偶者の市民税の納税証明書
- (6) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額が確認できる書類
- (7) 通帳の写し

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大野市長

大野市U29夫婦支援事業支援金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市U29夫婦支援事業支援金については、下記のとおり決定（却下）したので大野市U29夫婦支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付却下の理由（却下の場合）

3 備考

大野市U29夫婦支援事業実施要綱第8条の規定により下記のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は支援金を返還させるものとします。

- (1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

